

ジョブ・カード制度の普及促進に関する要請について

貴団体を始め傘下企業の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃から職業安定行政及びジョブ・カード制度の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ジョブ・カード制度は、就職氷河期に正社員での就職ができずフリーターを続ける若年者、子育て終了後の女性、母子家庭の母等の正社員経験の少ない者を対象に、きめ細かなキャリア・コンサルティングや企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果や職務経歴書等をジョブ・カードに取りまとめて就職活動等に活用することにより正社員へと導く制度として政府の「成長力底上げ戦略」により平成20年4月より実施しているところです。

また、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、ジョブ・カード取得者数を2020年までに300万人にするという目標を掲げ、ジョブ・カードという職業能力を証明するツールを社会インフラとして定着させていく方向を打ち出して、普及促進を図っているところです。

つきましては、企業において、職業訓練を通じて訓練生の適正や能力を判断でき、ミスマッチの少ない採用ができることから、自社の人材ニーズに合致した人材の育成が可能となる企業実習と座学を組み合わせた雇用型訓練の参加を検討していただくようお願いします。また、ジョブ・カード制度の普及促進を図るため、求人企業と求職者とのマッチング効果が期待されるジョブ・カードを履歴書や職務経歴書と同様に採用面接の際に積極的に活用する「ジョブ・カード普及サポーター企業」への登録についても、格別のご配慮を賜りますようお願いいたしますとともに、傘下の団体及び企業に対して周知くださるよう御協力をお願い申し上げます。

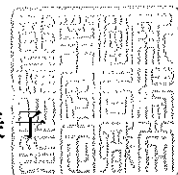
記

1. 採用面接時には履歴書・職務経歴書と同様にジョブ・カードの活用をお願いしたいこと。
2. ジョブ・カード制度の普及促進に向けて、雇用型訓練への参加、ジョブ・カード普及サポーター企業への登録について御配慮をお願いしたいこと。

平成24年12月5日

新潟労働局 職業安定部長

雨谷由美子



新潟県地域ジョブ・カードセンター長

小池秀明



新潟県商工会連合会
会長 岩村 菖堂 様